社会福祉法人大里ふくしむら

平成 29 年度事業計画

「大里ふくしむら」基本理念

１、利用者の尊厳を守り、幸福を追求する。

１、誰もが、いつでも安心して利用できる福祉サービスを創造する。

１、地域のニーズにパイオニア精神で取組み、「共生・共助」の地域づくりに貢献する。

「特別養護老人ホーム花ぞの」基本理念

１、利用者のために「この施設に、入って　良かった。」
　　個性を尊重し、家庭的で豊かな暮らしを支えます。

１、保護者（家族）のために「この施設に、入って　良かった。」
　　家族の絆を大切にし、安心と平和な暮らしを守ります。

１、職員のために「この施設で、働いて　良かった。」
　　心豊かで、働くことに喜びの場を提供します。

１、地域のために「この施設が、ここにあって　良かった。」
　　地域福祉の拠点として、役割を担い「共生・共助」の地域づくりに貢献します。

「特別養護老人ホーム花ぞの」基本方針

１、一人一人の生活リズムに合わせ、その人らしい生き方を援助します。

２、生活の場として快適な環境を提供し、ユニット内・ユニット間の交流を促進します。

３、安全で安心、信頼される施設介護を実現します。

４、施設の生活を選択した家族の事情と利用者の意思を尊重し、その期待に応えます。

５、働く職員の意思が尊重され、明るく活力ある職場環境を実現します。

６、職員の資質向上に努め、努力する者が報われる人事システムを構築します。

７、地域の活動に積極的に参加し、地域住民の福祉意識を醸成します。

８、利用者および家族が地域と交流できる施設の運営に努めます。

＜はじめに＞

現在、政治や経済・文化など、様々な分野で大きな変化が起こっており、世界の潮流となりつつある。このことは、アメリカの保護主義政策に代表されるように、経済の閉塞感や政治の停滞などによるもので、自己都合主義とも言われ、先行き不安に繋がるとともに情勢不安を招いている。わが国においても、経済政策などを優先し、少子化対策や格差問題など、国の根幹をなす課題をおろそかにしてきたため、現役世代の負担増加や働き手不足など、社会構造そのものの問題が一気に深刻化している状況である。

このような状況の中、社会福祉法人が地域や社会のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供するためには、その土台をしっかりと作ることが必要である。特に福祉サービスは人の力によるところが大きく重労働のため、人手不足がより深刻である。わが法人では、昨年、施設開所１０周年の節目を迎え、「内から外へ」のテーマを掲げ、地域に根ざした幅広い活動を目指しているが、人手不足の解消がなければ実現は不可能である。遅ればせながら対応を始めた国の政策や独自の取り組みなど、ありとあらゆる方策を検討し、人手不足対策に全力で取り組んで行く必要がある。社会の変化に対応し、公益法人として求められる様々なニーズに応えられるよう、長期的な視点のもと、事業運営を行っていかなければならない。

＜基本方針＞

１　人材の確保および働きやすい環境づくりを進める。

人手不足対策として、引き続き職員の処遇改善に取り組むとともに、人が集まるような環境づくりやＰＲ活動を積極的に行う。また、外国人介護職員の採用や介護ロボットなど最先端技術の導入を推進する。

２　「内から外へ」地域貢献活動を積極的に行う。

地域や事業者間での協力体制を構築し、地域の中で福祉拠点としての役割を果たせるよう、事業の見直しを行う。また、人的資源を活かしてのボランティア活動や、施設を社会資源として活用する方法など「内から外へ」と活動の幅を広げる。

３　現状やニーズを把握し、サービスや事業の見直しを行う。

利用者や社会・地域的ニーズを把握し、現状のサービスや事業の見直しを行う。また、制度改正等を視野に入れ、組織の見直しや新たな事業を検討する。

＜重点目標＞

１　職員の処遇改善を推進する。

・キャリアパスの見直しや明確化を図り、積極的に職員に周知する。
・新たな処遇改善加算を算定し、給与改善を図る。
・介護職員の国家資格（介護福祉士）取得を引き続き推進する。
・新たな給与体系を構築し、職員の意欲向上につなげる。

２　外国人介護職員の採用を推進する。

・外国人技能実習制度を利用し、外国人実習生の受け入れを行う。
・外国人を受け入れるため、施設整備（宿舎の借上げ等）を行う。
・外国人実習生を担当する、生活指導員を育成する。
・専門学校や短大などの学校訪問を行い、求人活動を行う。
・介護福祉士実習生の受け入れを積極的に行い、施設の将来を担う人材を育成する。

３　働きやすい環境作りおよび施設ＰＲを行う。

・職員の負担軽減のため、介護ロボットやＩＴ技術を積極的に導入する。
・ロボットの導入について、定期的に検証を行う。
・短時間勤務職員や高齢者の雇用など、多様な働き方を推進する。
・有給休暇の取得や育児・介護休業など、働きやすい職場づくりを推進する。
・職員同士のコミュニケーションを図る機会をつくり、クラブ活動等を支援する。
・施設ＰＲのため、委員会を活用し積極的な広報活動を行う。

４　地域貢献活動を積極的に行う。

・地域との関わりを増やし、地域福祉のニーズを探る。
・居宅介護支援センターを中心に、地域との連携を図る。
・地域包括ケアを推進するため、他事業所との連携を図る。
・地域のイベント参加やボランティア講座など、積極的な取り組みを行う。
・施設を開放し地域の方に利用していただく。
・健康増進施設（芝生広場）を利用し、利用者のみならず地域の方が参加できるイベントやレクリエーションを行う。

５　現状の課題やニーズを把握しサービスを見直す。

・各事業の現状を把握し、今後の方針を確認する。
・施設利用者や地域の方へのアンケートなどを実施し、利用者ニーズを把握する。
・委員会を再編し、それぞれのサービスの必要性などを再検討し、今後の計画を立てる。
・加算サービス算定の可否を確認し、サービス実施の可能性を模索する。
・重度化に対応するため、個別ケアを推進し、環境を整える。
・看取り介護を推進するため、職員間の連携を強化するとともに、研修やご家族への説明を積極的に行う。
・次期制度改正（平成３０年度）の情報収集を行い確実な対応を図る。

＜事業内容＞

１　法人本部

Ⅰ 法人運営全般

Ⅱ 理事会・評議員会の開催

Ⅲ 監事監査の実施

Ⅳ 資産変更登記、現況報告

Ⅴ 事業内容確認・検討

２　特別養護老人ホーム

Ⅰ 入所・生活相談・援助業務

・入所申込者の確保のため、情報提供方法を見直し、誰でも空床状況の確認や、待機状況等の情報が得られ、円滑な入所を可能とする体制をつくる。

・稼働率を維持するため、入院者減少への取り組みとして、健康管理体制の見直しや、看取りケアを推進する。また、重度化に対応するため、職員の研修の機会を増やすとともに、関係機関との連携やご家族との意見交換会を開催する。（目標稼働率９８％）

・居宅介護支援事業所と連携し、地域の相談窓口を設置すると共に、地域が抱える課題について関係機関と連携して取り組む体制をつくる。

・入所者への援助相談に加え、家族に対する支援を行えるよう、入所者家族の交流の場をつくり、家族への支援および情報の共有、サービス向上を目的とした取り組みを行っていく。

Ⅱ 介護支援業務（ケアマネージャー）

・入所者の状態に合わせると共に、実効性のあるケアプランを作成し、プランの下、統一したケアが実施できる様、支援体制を見直す。

・入所者家族を交えたカンファレンスを定期に実施し、家族の意向を確認すると共に、看取りケアやその他介護に関する内容を関係者と共に確認することで、家族との信頼関係、職員間の情報共有を効率化する。

・介護、看護職員との連携を深め、随時、利用者の身体状況の調査・確認を行うことで、迅速なケアの見直しを行う。

Ⅲ 介護・看護事業

・ユニットケア（個別ケア）の充実のため、各ユニット及び医務課において目標を立て取り組む。

・重度化に対応するため、会議や研修の機会を増やす。

・介護ロボットを活用し、安全な介護サービスの提供と負担軽減を図る。

２階南：認知症ケアを推進し、職員の資格取得とケアの質の向上を図る。

２階北：機能訓練を見直し、入所者のＡＤＬの維持を図る。

３階南：余暇活動の充実を目指し、レクやユニット独自のイベントを実施する。
３階北：利用者へ寄り添うケアとして、 メンタルケアの充実を図る。
医　務：感染症の発生を防ぎ、褥瘡などのケアについて常に最新の情報を得て質の向上を図る。

Ⅳ 職員教育・研修事業

・他施設、他機関との連携を更に強化し、報酬改定や介護ロボット、感染症に関することなど幅広く情報の共有が図れるよう定期交流の機会をつくる。
・やる気のある職員を育てるため、新入職員研修を見直し、内部の他職種や外部の専門業者の研修などを織り交ぜた実践的な研修を行う。様々な専門職の声を聞き、仕事への意欲向上とスキルアップを図る。
・職員の評価制度を取り入れる。
・外部研修の機会を増やし、ユニットケア、認知症ケア等、魅力ある外部の研修会に積極的に参加し、施設内でのフィードバックを行う。
・外国人介護職員の受け入れに向けて、現場の受け入れ態勢を整えるため、担当者の配置やコミュニケーション方法の研修など、準備を行う。
・業務の見直しが効率的かつスピーディに行えるよう、リーダー級職員以上の者で構成する業務改革部会を創設。現場職員の声を取り上げると共に、施設の理念を踏まえた介護サービスの提供に向けて、倫理教育や具体的業務の研修を企画、実際の業務見直しについて特化して活動する。
・新入職員へのサポート制度を実施し、職員の定着化や指導職員の育成を図る。
・資格取得講習の実施。
・各委員会による職場内研修は、制度上必要なものにとらわれず、業務効率の向上や、情報を得る機会としても積極的に実施する。

Ⅴ 委員会・会議事業

・施設経営・安全衛生委員会（定期、年１２回開催）
　安定した経営に向け、施設全体の意思決定および職場の労働安全・衛生について検討する。
・入所検討委員会（定期、年１２回開催）
　優先入所指針に基づく入所順位決定と、入所待機者の情報を共有し、今後の受け入れ体勢の見直しについて検討する。
・苦情対応委員会（随時）
　苦情・要望に対する対応を検討し、併せて再発防止に向けた取り組みを検討。
・褥瘡・感染症対策委員会　（定期、年１２回開催）
　褥瘡者の早期発見、治療により褥瘡者（ステージⅡ以上）を出さない。
　褥瘡予防および褥瘡者へのケアを見直し、関係者が連携してケアチェックを定期に行う。

各感染症対策の見直しと研修の実施を行う。

・安全対策委員会（定期、年１２回開催）

ヒヤリハット、事故報告の集計分析によるリスクマネジメントの実施。

介護ロボットを活用し、人とロボットによる見守り体制を整備し、事故防止対策を図る。また、介護補助ロボットも積極的に活用し、職員の介護事故および負担軽減を図る。

防災訓練等、災害対策及び防災教育の実施

・介護ロボット推進部会（定期、年１２回開催又は随時）

介護ロボットの検討、導入から定期評価の上で見直す等、一連のサイクルを基本業務とし、介護負担の軽減、人手不足解消の他、安全な介護サービスの提供を図るために介護ロボットの導入を目的として開催する。

・身体拘束廃止委員会（定期、年１２回開催）

他施設との情報共有による、業務の見直しを行い、身体拘束の廃止に向けて取り組む。

身体拘束未実施の施設への見学や情報交換により、利用者の権利を守り、身体拘束廃止の必要性を理解できるよう、研修方法の見直しと職員の意識改革を行う。

・機能訓練委員会（定期、年１２回開催）

入所者の状態に応じた機能訓練計画の作成および実施を行う。実施率を高めるため、計画内容および実施方法の見直しを行う。

・給食委員会（定期、年４回開催）

ユニット配膳による家庭的で温かみのある食事提供の実施。

栄養ケアマネジメントに基づいた計画の実施および評価を行う。特に、経管栄養者に対しては、栄養状態の評価と栄養剤の見直しを定期に行うとともに、既存の食事を召し上がる方に対しても随時食事形態の見直しを図ることで、食事に対する満足度を高める。

・サービス向上委員会（随時開催）

利用者へのサービス向上に寄与する活動（接遇や余暇活動支援など）家族に対してのアンケートの実施や現場職員と家族との信頼関係づくりについての具体的行動、職員の声による職場環境改善など多岐にわたり必要に応じて開催。また、施設のＰＲ活動を行い、職員の確保および、利用者確保へつなげる。

・行事・レク委員会(随時開催)

季節行事などを企画、実施する。利用者の生活歴を踏まえたレクリエーション（昔の遊び等）を定期に実施する等、回想法を用いた余暇活動支援を行う。

・広報委員会（随時開催）

年４回の広報誌「花ぞのだより」発行のほか、施設の広報活動を行う。

介護を取り巻く環境や社会情勢など、最新の情報や事件等のニュースを職員

向けに発信する。
施設ＰＲのほか、利用に関する情報等、ホームページなどを充実させ、幅広い情報公開につながるよう、ネットワークを活用する。

・連絡調整会議（定期１２回他、随時開催）
各部署のリーダーが出席し、現場業務の改革・改善および部署間の連携を図る。

Ⅵ 行事・イベント事業

・外出行事
・利用者の希望に沿ったクラブ活動(買い物、ドライブ、カラオケ等)
・七夕
・正月獅子舞
・納涼祭（グリーンビレッジ大里合同）
・敬老会
・クリスマス会
・芝生広場を活用した健康増進イベント

Ⅶ ボランティア事業

・職員による地域貢献活動の実施。（介護者支援講座・介護予防講座等）
・施設開放を進め、地域の方々とのコミュニケーションの場をつくる。
・地域の福祉委員、民生委員らを定期的に招いての情報交換および地域福祉の向上に向けた意見交換会を開催。
・イベント時などのボランティア慰問受け入れ。
・通常業務などのボランティアを積極的に受け入れ、地域の方々に支えられながら、ボランティアからの新しいニーズや取り組みにつなげる。
・ボランティア活動に対する相談の実施。

Ⅷ 地域交流事業

・用土小学校交流事業(施設での交流会・運動会他学校行事の参加)。
・寄居町ふれあい広場参加。
・芝生広場を利用した交流イベントの開催。

Ⅸ 安全対策事業

・防災訓練・研修の実施。
・施設内安全点検の実施。
・職員向け安全教育の実施。

３　ショートステイ

Ⅰ　入所・生活相談・援助業務

・利用希望者の確保と、効率的な居室稼働のため、空床情報を提供するための情報公開を見直し、利用者への情報提供を行う。

・利用者の確保のための営業活動（居宅介護支援事業所と連携）。

・関係機関・事業所などとのネットワークづくり。

・利便性の向上などサービスの見直しを図り、利用者のニーズに対応する。

４　デイサービスセンター

Ⅰ　利用契約・相談・援助業務

・利用者の確保のための営業活動（居宅介護事業所と連携）。

・利用者目標を平均２５人／１日とする。

・利用者・ご家族への情報提供および援助。

・関係機関・事業所などとのネットワークづくり。

・要介護度の軽度利用者の増加を目指し、サービスの見直しとＰＲを行う。

Ⅱ　サービス内容の見直し

・介護ロボットの導入による、レクリエーション及びケアの見直し。

・周辺地域の事業所が実施していない機能訓練を活かし、積極的なアクティビティレクリエーション（グラウンドゴルフやその他運動イベント）を実施し、協力事業所（デイサービスセンタースマイル等）との合同大会など地域へのＰＲにもつながる様、サービスの見直しを図る。

・用土地域の利用者が多いことを活かし、地域の集まりの場として、コミュニティカフェをつくる。

・サービス選択制の充実化によるサービスの向上。

・延長利用など利用者のニーズに応じた提供時間の見直し。

・地域包括ケアを見据えた、利用者及び地域への貢献活動を行う。送迎時の地域パトロールや、デイサービスの定休日の施設開放などを行う。

Ⅲ　職員教育・研修事業

・定期研修の実施

・定例職員会議の開催

・他施設への視察・研修の実施

Ⅳ　委員会

各担当委員会を設け、効率的な業務の遂行につなげる。

・サービス向上委員会（送迎部・入浴部・排泄部・物品管理部）

・医療・機能訓練委員会

・安全対策委員会
・行事・レクリエーション委員会

Ⅴ 行事・イベント事業
・外出行事
・納涼祭
・芝生広場を利用した健康増進イベントの開催（グラウンドゴルフなど）

5　居宅介護支援センター
Ⅰ 利用契約・相談・援助業務
・利用者の確保のための営業活動を定期的に行う。
（特養・ショート、通所介護と連携する）
利用者数の目標を１００名とする。
・ケアプランの作成・評価を行い、本人への支援を行うと共に家族に対する支援も行う。
・本人及び家族、関係機関を招き、カンファレンスを実施する。
・認定調査の実施。
・多様な相談援助ができるよう、関係者による勉強会への参加や、内部研修の機会を持つことで、介護保険に限らない総合的な相談が可能となるようスキルアップを図る。

Ⅱ 関係機関・地域との連携
・地域包括支援センターと緊密な連携を図ると共に新規利用者の開拓を図る。
・各医療機関及び社協との連携による、新規利用者の開拓。
・他事業所での情報収集を行い、法人内事業所同士の情報共有を図る。
・併設事業所と連携し、担当利用者が緊急時にサービスを確保できるよう体制を整える。
・地域包括ケアシステムの一翼を担い、関係機関との連携により速やかな支援ができるよう日ごろから情報の共有を図り定期的な事業所訪問を行う。また、地域への訪問も情報の収集、共有に必要であることから定期的な地域への訪問を行っていく。

6　その他
・高齢者福祉または地域福祉事業など必要な事業の実施。